令和6年度決算における健全化判断比率等について

大阪府大東市

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、「財政健全化法」という。)の規定による令和6年度決算における健全化判断比率等については以下のとおりです。

財政健全化法第3条に基づく健全化判断比率について

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
_	_	2. 6	_
(11.99)	(16.99)	(25.0)	(350.0)

- ※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字額がないため、また、将来負担 比率については算定されないため、「-」と表している。
- ※()内は本市における早期健全化基準である。